

社会福祉法人桑名市社会福祉協議会法人後見実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人桑名市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する法人後見業務（以下「後見業務」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(業務の趣旨)

第2条 後見業務は、認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者など意思決定が困難な人の判断能力を補うため、本会が成年後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）となることにより、成年被後見人、被保佐人、被補助人（以下「被後見人等」という。）の財産管理、身上監護を行い、その権利を擁護することを趣旨とする。

(対象者)

第3条 法人後見の受任の対象者は、桑名市に居住している者とする。但し本会会長（以下「会長」という。）が特に必要と認めた場合を除く。

2 法人後見の受任対象者は、前項に定める要件のほか、次の各号の理由により他に適切な後見人等を得られない者とする。

- (1) 本人の生活支援のために、成年後見制度の利用が必要なケースにおいて、財産上の理由又は人的社会資源の不足等の理由で、適切な後見人等候補者が見つからない場合
- (2) 桑名市長が法定後見の開始の申立てを行った場合
- (3) その他、本会が行うことが特に必要であると認められる場合

(後見人等の選任の承認)

第4条 本会は、会長及び本会法人後見運営委員会（以下「委員会」という。）で後見人等の受任対象者として承認が得られたもので、家庭裁判所が本会を後見人等として選任しようとするときは、特段の事情がない限りこれを承認するものとする。

(財産目録の調整等)

第5条 本会が後見人等に就任したときは、遅滞なく財産調査を行い、財産目録を調整するとともに、財産管理計画及び身上監護計画を作成し、会長及び委員会の承認を得るものとする。

(訪問)

第6条 本会は、前条の規定により作成した計画に基づいて後見業務を行うとともに、適宜に被後見人等の居所を訪問し、安否の確認、心身の状態及び生活の状況の把握に努めるものとする。

(財産の保管)

第7条 被後見人等の財産のうち、動産類や権利証等の重要書類は、原則として、本会が契約す

る金融機関の貸金庫において保管する。ただし、次の各号に掲げるものは本会事務所に備える耐火性の保管庫に保管することができる。

- (1) 現金（10万円まで）
- (2) 預貯金通帳（日常的に使用するもの）
- (3) 銀行印
- (4) その他前各号に準ずると本会が認めるもの

(費用)

第8条 後見業務に要する費用については、被後見人等の負担とする。やむを得ない事情により本会が本会の財産から立て替えて費用を支出した場合は、これを求償することができるものとする。

(台帳の整備)

第9条 本会は、後見業務の処理の状況を記録するため、被後見人等について個人ごとに台帳等を整備しなければならない。

(従業職員の指定)

第10条 本会は、福祉の専門的知識や経験を有する職員の中から後見業務に従事する職員を指定する。

(報酬付与審判の申立)

第11条 本会は、後見業務の報酬について、被後見人等の財産状況に応じて、家庭裁判所に報酬付与の審判を申立てることができる。

(類型の移行の申請)

第12条 本会は、被後見人等について、判断能力の程度に変化があったと認める場合において必要があるときは、会長及び委員会の承認を得て、必要な類型への審判を家庭裁判所に申立てるものとする。

(辞任)

第13条 本会は、被後見人等が桑名市以外へ転出し、又はその他の特別な事情により後見業務を継続して行うことが困難になったときは、会長及び委員会の承認を得て、家庭裁判所に後見人等の辞任を申出るものとする。この場合において、当該被後見人等について必要があると認めるときは、当該被後見人の住所を管轄する家庭裁判所に後見人等の選任を申立てるものとする。

(後見業務の終了)

第14条 本会は、被後見人等が次のいずれかの事情に該当する場合は後見業務を終了するも

のとする。

- (1) 被後見人等が死亡したとき
- (2) 後見等開始の審判が取り消されたとき
- (3) 本会が適切な後見業務の遂行に支障があると判断し、会長及び委員会の了解を得て、辞任の許可の申立を行い、家庭裁判所により辞任を許可する審判がされたとき
- (4) 本会が法人組織を解散したとき

(法人後見運営委員会)

第15条 本会は、後見業務を適正に遂行するため、法人後見運営委員会を設置する。

(秘密の保持)

第16条 後見業務に携わる者は、業務上知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知られ、または不当な目的に使用してはならない。

(その他)

第17条 この要綱の実施に際し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。